

守口市道路工事施行承認基準

令和8年9月1日施行

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 24 条の規定に基づいて、道路管理者の承認を得て道路管理者以外の者が行う道路に関する工事の承認基準を次のとおり定める。

1 乗入れ設置に関する工事の承認基準

- (1) 乗入れを設置することについては、歩行者及び自転車通行者の安全を確保するため、必ず事前に乗入れに関する図面等により協議するものとする。
- (2) 原則として1施設 1 箇所とする。ただし、出入口を分離する必要がある施設等特別の事情がある場合、又は特に大型の貨物自動車が入り出す場合は、1路線につき2箇所まで承認することができる。
- (3) 隣接する乗入れ口との離隔距離は、原則として2m以上とすること。また、1路線で2箇所設置する場合、当該乗入れ口との間の離隔距離は、原則として5m以上とすること。
- (4) 車道部に取り付ける角度は直角を原則とし、やむ負えない場合でも 45 度以下としてはならない。
- (5) 自動車の出入りに伴い、民地からの土砂等が歩道及び車道を汚損するおそれがある場合は、舗装を行う等の措置をとること。
- (6) 乗入れの種別及び規格
乗入れの種別及び規格は、表-1 のとおりとする。

表—1 乗入れ規格表

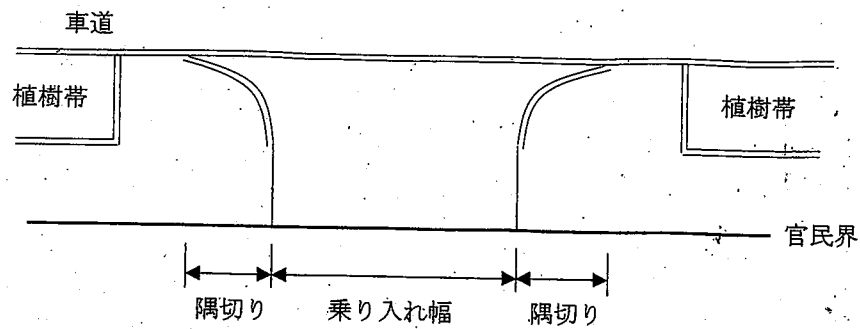
種別	適用区分	最大幅員	隅切り
1 種	乗用自動車、最大積載量 2.0t以下の貨物自動車等	6m以内	1m
2 種	1 種、3種以外の乗入れをする場合	8m以内	1m
3 種	最大積載量6. 5t以上の貨物自動車等	12m以内	1m

※1 種別の区分は、乗入する自動車の最大車種により決定するものとする。

※2 乗入れ幅は、種別区分に応じた自動車の出入りに支障がない範囲で縮小しなければならない。

※3 大型車両の出入りが予想される土地利用に係るもので、上記規格の幅員以内に不可能な場合は、回転軌跡図を作成し別途協議すること。

(参考図) 乗り入れ口 平面図



(7) 乗入れ口の舗装厚は、(6)の表に掲げる車種の区分により下表を適用する。

種 別	アスファルト舗装				インターロッキング舗装		
	再生密 粒度アス コン	再生粗 粒度アス コン	路盤		インター ロッキン グブロッ ク	再生砂 (RC-10)	路盤 再生クラッ シャラン(RC -30)
			再生粒 調碎石 (RM- 25)	再生クラ ッシャラ ン(RC- 30)			
1種	5cm	—	10cm	15cm	8cm	3cm	25cm
2種	5cm	5cm	10cm	15cm	—	—	—
3種	5cm	5+5 cm	15cm	15cm	—	—	—

※1 上層路盤材に使用する再生粒度調整碎石(RM-25)は、修正 CBR90 以上のものとする。

※2 下層路盤材に使用する再生クラッシャラン(RC-30)は、修正 CBR30 以上のものとする。

(8) 次の各号に掲げる箇所には、車両乗入れ口(以下「乗入れ口」という。)を設置することができない。

ア 横断歩道の中及び前後5m以内の部分

イ 交差点(総幅員7m以上の道路の交差する交差点をいう。)及び交差点の停止線(停止線のない場合は側端又は道路の曲がり角)から5m以内の部分。ただし、丁字型交差点のつきあたりの部分を除く。

ウ 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分

エ バス停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から前後10m以内の部分

オ バス停車帯の部分

カ 道路の縦断勾配が10%以上ある路面に接する箇所

キ 交通信号、道路照明柱、道路標識柱、防護柵などの施設を撤去し、又は移設を必要とする箇所。ただし、当該施設の管理者が撤去又は移設することに同意した場合を除く。

ク 橋梁の部分

ケ 横断防止柵、ガードレール及び駒止め等の設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。

コ 民地側(道路区域外)に車庫、駐車場等の自動車を駐車する場所がない箇所

サ その他道路交通、歩行者及び自転車通行者に支障を与えるおそれのある箇所

(9) その他の注意事項

ア 交通安全対策

幅員が2m以上ある歩道で、車両が車両出入口以外の歩道上に進入するのを防ぐ必要がある場合には、車止め等を車両出入口部に設置するなどの対策をとること。

イ 人孔の取扱い

車両出入口の設置部に人孔がある場合、管理者の承認を得て人孔の高さ調整を行うこと。

ウ 排水施設

歩道等面が低いために降雨時に水が溜まる恐れが生ずる場合は、雨水枳の設置等排水に配慮した構造とすること。

エ 縁石ブロック

歩車道境界に設置する縁石ブロックは、乗入箇所には乗入れ用ブロックの使用を基本とする。

オ 集水枳の改修

出入口部に枳が存在する場合は、枳を移設するほか、車両の出入りに耐えられるよう、枳の改修もしくは移設を行うこと。

(10) 承認工事に係る次の工種の仕様・構造は、守口市 HP 掲載しているので参考にすること。

Ｌ型側溝工(乗入れ部・摺りつけ部)

集水枳工(一般部・車両出入口部・切り下げ部)

歩車道境界石工(一般部・車両出入口部・切り下げ部・摺りつけ部)

(11)歩道において、乗入れ口を設ける場合の構造は次によること。

大阪府第1編道路構造物設計基準(3) 1-4-2及び1-4-4を基準とする。

ア 歩道幅員が3m以上(路上施設帯がある場合)

イ 歩道幅員が2m以上(路上施設帯がない場合)

ウ 歩道幅員が2m以下

2 その他の承認工事の基準

この基準に定めるもの以外の承認工事については、道路構造令(昭和45年政令第320号)のほか、道路管理者が道路工事を行う場合の技術基準等によること。